上越市地域クラブ活動指導者等マッチングサポート実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、上越市地域クラブと上越市地域クラブでの指導等を希望する人とのマッチングを支援し、上越市地域クラブにおける指導者等の確保を図るとともに、持続可能な運営に資するため、上越市地域クラブ活動指導者等マッチングサポート（以下「マッチングサポート」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　上越市地域クラブ　市内でスポーツ活動又は文化芸術活動を行っており、かつ、教育委員会が認定した団体をいう。

⑵　指導等　次に掲げる行為をいう。

ア　上越市地域クラブの活動の参加者に対し、技術指導を行うこと。

イ　他の指導者のサポートを行うこと。

ウ　参加者の安全管理上等の見守りを行うこと。

エ　上越市地域クラブの事務局の業務を行うこと。

⑶　人材情報　マッチングサポートに登録される上越市地域クラブで指導等を希望する人の情報をいう。

⑷　求人情報　マッチングサポートに登録される上越市地域クラブが求める指導者等の情報をいう。

（登録対象者）

第３条　マッチングサポートの登録の対象となる人は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　登録を申請する年度の４月１日現在において１８歳以上の人（ただし、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）又は高等専門学校（第１学年から第３学年に限る。）に在学している人を除く。）

⑵　上越市地域クラブの活動が目指す姿や理念に賛同し、及びスポーツ活動又は文化芸術活動の指導に対して熱意がある人

⑶　本市が主催する指導者研修会を受講した人

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する人は、マッチングサポートに登録することができない。

⑴　これまでのスポーツ活動又は文化芸術活動の指導において、暴言、体罰、ハラスメン

ト等の不適切な行為を行い、教育委員会又は公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体から処分を受けた人

⑵　暴力団（上越市暴力団の排除の推進に関する条例（平成２４年上越市条例第３４号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する人

（登録申請等）

第４条　マッチングサポートに人材情報の登録を希望する人（以下「登録希望者」という。）にあっては上越市地域クラブ活動指導者等マッチングサポート登録申請書兼同意書（第１号様式。以下「登録申請書」という。）を、求人情報の登録を希望する上越市地域クラブにあっては上越市地域クラブ活動指導者等マッチングサポート求人届出書兼同意書（第２号様式。以下「求人届出書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、登録申請書又は求人届出書に記入すべき事項を市ホームページの専用登録フォームに入力することにより、登録申請書又は求人届出書の提出に代えることができる。

２　教育委員会は、前項の規定による登録申請書の提出があったときは、これを審査し、登録の可否を決定したときは、上越市地域クラブ活動指導者等マッチングサポート登録決定却下通知書（第３号様式）により通知するものとする。

３　教育委員会は、前項の規定により登録の決定をしたときは、上越市地域クラブ活動指導者等マッチングサポート登録者名簿（第４号様式。以下「登録者名簿」という。）に登録希望者を登録するものとする。

４　教育委員会は、登録者名簿により、上越市地域クラブ活動指導者等マッチングサポート登録者一覧（第５号様式。以下「登録者一覧」という。）を作成するものとする。

（登録情報又は求人情報の公表）

第５条　教育委員会は、マッチングサポートに登録された人（以下「登録者」という。）の登録情報又は上越市地域クラブの求人情報について、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる事項を市ホームページへ掲載し、公表するものとする。

⑴　登録者

ア　年代

イ　性別

ウ　指導等ができる競技又は活動

エ　指導等が可能な区域

オ　指導等が可能な曜日及び時間帯

カ　自己ＰＲ

⑵　上越市地域クラブ

ア　地域クラブ名

イ　活動内容

ウ　活動場所

エ　勤務日時

オ　報酬額

カ　求人カテゴリー

キ　資格要件

ク　求める人物像

２　求人情報の公表期間は、求人届出書を提出した日が属する年度の３月３１日までとする。

（求人情報の閲覧等）

第６条　登録者が求人情報を閲覧し、指導等を希望する上越市地域クラブがあった場合は、上越市地域クラブ活動指導者等マッチングサポート紹介申請書兼同意書（第６号様式。以下「紹介申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、紹介申請書に記入すべき事項を市ホームページ上の専用申請フォームに入力することにより、紹介申請書の提出に代えることができる。

２　教育委員会は、紹介申請書の提出があったときは、当該登録者の登録申請書の写しを当該登録者が希望する上越市地域クラブへ提供するものとする。

（人材情報の閲覧等）

第７条　上越市地域クラブが人材情報を閲覧し、登録者の紹介を受けようとする場合は、教育委員会が別に定める方法により申し出るものとする。

２　教育委員会は、前項の規定による申出があったときは、当該登録者の登録申請書の写しを提供するものとする。

（変更の届出等）

第８条　登録者又は上越市地域クラブは、人材情報若しくは求人情報の内容に変更が生じたとき又は人材情報若しくは求人情報を取り消そうとするときは、登録者にあっては上越市地域クラブ活動指導者等マッチングサポート登録内容変更・取消届（第７号様式。以下「人材情報変更・取消届」という。）を、上越市地域クラブにあっては上越市地域クラブ活動指導者等マッチングサポート求人情報変更・取消届（第８号様式。以下「求人情報変更・取消届」という。）を速やかに教育委員会に届け出るものとする。

２　教育委員会は、前項の規定による届出があったときは、速やかに人材情報又は求人情報を変更し、又は削除するものとする。

３　教育委員会は、前２項に定めるもののほか、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録者名簿及び登録者一覧から削除することができる。

⑴　長期間（おおむね１年程度）にわたり理由なく連絡が取れないとき。

⑵　その他登録者として不適格と認められる事実が発生したとき。

（留意事項）

第９条　マッチングサポートは、職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）第４条第２項に規定する無料の職業紹介を行うものであり、上越市地域クラブの指導者等を確保し、及び登録者の採用を保証するものではない。

２　上越市地域クラブは、その責任において登録者と面談等を行い、当該登録者を採用するときは、関係法令等に基づく基準を遵守するものとする。この場合において、勤務条件等については当該登録者と上越市地域クラブとの合意によるものであり、教育委員会はその責任を負わない。

（個人情報の管理）

第１０条　マッチングサポートにおける個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づき、適正に管理しなければならない。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年６月１日から実施する。